

鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知）に基づき、施設園芸セーフティネット構築事業又は茶セーフティネット構築事業（以下「施設園芸等燃油価格高騰対策」という。）に加入している農業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす農業者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 施設園芸等燃油価格高騰対策に加入し、発動月における補填金の交付対象者であること。
- (3) A重油及び灯油（以下「燃油」という。）の購入に係る領収書等の証拠書類が保存されていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前年度1月から3月まで及び当年度4月から12月までの間における補填金受給月の燃油購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、燃油1リットル当たり3円を乗じて得た額以内とし、施設園芸等燃油価格高騰対策における購入予定数量を上限とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補填金の交付を受けたことを証明する書類

(2) 市税の滞納がないことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、請求書（別記第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付申請書

鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 燃油購入数量等

品 目	購入数量 (A)	補助単価 (B)	交付申請額 (A) × (B)	備 考
	L	3円/L	円	

注 購入数量は、施設園芸等燃油価格高騰対策の補填金受給月分の合算とする。

3 添付書類

- (1) 補填金の交付を受けたことを証明する書類
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策
支援事業補助金については、鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交
付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定
額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件

鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第3号様式（第7条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名

印

鹿屋市長

様

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・代理店・出張所
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	